

萬國公法

二

品作	校号	宮高
購入昭和	個ノ中	頁
年	三	萬國書目書
月	一	書
日	號	室

Nagasaki University of Foreign Studies



林氏萬國公法第二卷 平時泰西公法の條規

緒言

平時泰西公法の條規ハ次の三ツニ類別す

第一ハ人身上自主の諸權各國他國へ對

概して是と有る者

第二ハ物件上所有の諸權各國他國へ對

概して是と有る者

第三ハ定約盟約ハ本法を多る權義

第一章 人身上諸權の總論

第一節 各國他國へ對して自主を守る人  
身上の諸權ハ次の三ツニ在り



第一節 互に相對し匹敵平行の權

第二節 國內の利害に就て自在に是と所

置るの權

第三節 交際の權

第二節 此諸權の源と性法上の自然にして

存する物の自ら保護するに或得るの權と獨立

自主の權とより發す第一卷第二章第

第三節 然れども是と事實に施るる泰西公法

にて採用確定する條規に遵て始めて可なり

第二章 萬國平行の權

第一節 國の上にお獨立して自主の權と有る

る者も泰西公法の條規に準じて他の各國と匹

敵の權と有る

第二節 此匹敵の權も國の大小勢の強弱制度

の差異君位稱号の異なるに依て増減あるを以

て

第三節 然とも行實上は於ては諸國威權相制

服するよりして勢力の強弱稍差別を表せり

第四節 此勢力の差に依て尋常歐羅巴の諸國

と第一等國第二等國第三等國の三つに別つ

第五節 第一等國と其勢力の強大なるに依

て或は各自が或は相合して歐羅巴諸國の交際

於て事勢の向背と定むるに足る諸國といふ

第六節 如此第一等國として方今の英、法、普、俄、奧、普、魯、斯、と推す。是を又五太

第七節 第二等國といふ。歐羅巴洲の經略に關與するに能はずと雖も或は此に與し或は彼に與しして必ず多少の勢援をなすに足る諸國といふ。是を與國といふ。

第八節 是を又中等國といふ。○瑞典、丹、尼、荷、蘭、比利時、薩、索、尼、瓦、敦、堡、巴、威、里、亞、是、班、牙、意、太、里、土

耳其此等小國す

第九節 第三等國又小邦といふ。其威權他國に及ぶとなく反て他國の爲に制せらるる者是を望

第十節 諸國皆平行匹敵の權を有するを互に他の權を貴重するとの嚴かきと聘問往来を其式を失くさるるに在り

第十一節 是を以て大國の小邦へ對し聊も其權を玷辱するを得ざるを猶他の大國に對して其權を慢侮するに能ざるが如し

第十二節 又權の匹敵平行なるよりして各國

他國へ對し我と貴重し恭敬以て我の交り信實  
 以て我の遇し忠意以て我の事お任せると責  
 せしむるも亦此申おれ  
 第十三節 曩時ハ歐羅巴諸國交際の式ハ於て  
 其國の君主の階級稱号ハ準して數多の差等あり  
 第十四節 然るハ千八百十五年文化十年後泰西  
 の新定公法ハ於てハ此式と更り甚簡易ハふ  
 大抵諸國皆平等ハ至と

万国公法 卷之二

三二

第十五節 唯尚一差別と存して王禮と享る本  
 分ある國とは無き國と以分り  
 第十六節 此王禮方今ハ在てハ諸國其君主と  
 して帝若くハ王若くハ大公と戴く者ハ皆是  
 と歸し帝ハ王との尊号方今よりハ更ハ差別あり  
大公爵又ハ是ハ同一唯公爵以下王禮と享  
るの例ハ併ハ民衆の國へも是と歸するを以て  
 常習と

第十七節 歐羅巴洲内唯數國十分特立自主の  
 權と有せし半主の國ある者あり第一章 ○多瑙河

ハ沿ふ三侯國補拉幾摩蘭達塞爾維及ハ蒙的尼  
 副王國埃及以上四國皆土耳其國摩約哥法朗

万国公法 卷之二

境小在る 小侯國キニツアホウセン 日耳曼同盟國  
一都 民主國波里薩 埃地利國達馬西 皆是小屬  
小邑

第十八節 此半主の國ハ十分ふる匹敵平行の

權を有するをふし 是れ皆僅うふ條約或ハ國  
使商定ふ依て定りる諸權と操ると以得譬へ  
ハ管内ふ於て立法政令と専らふせるの權貨幣  
と造るの權旗章以表するの權の如し

第三章 内事自主の權 第一節 第一

第一節 内事自主の權ハ各國他國へ對し國  
内の利害ふ就てハ自己の取捨ふ任せて是と處

置幹理するの權を有するといふ

第二節 第一ふ土地の侵襲を受さると經界

と嚴ふると以費ると此權内不在し 是と以

て各國他國の疆内ふ於て其意ふ悖り政令斷獄

等一功威權ふ關する事と行ふとを得る又其界

を越へて軍人と兵器を携ふる者皆是なり 送遣

或ハ他境ふ於て官事を辨する為ハ他の吏番

ふ命を下る等皆權の得るうらさる所なり

第三節 第二ふ外國の臣民ハ對し其國の許

可かくして漫り君主の權ハ關する事と 又稱号

章等と賜 行ふとを得るも亦此權内不在り

ふの類



第四節 其他外國君主の權正しく奉立たる者と予認貴重を多き義も此權内ニ在リ

第五節 此義ニ本法ニ條規三つあり

第一ノハ 他邦ニ行へる法律我々事と

相觸る者ハ是と奉承して其維

持の力と黷を辱ら況

第二ノハ 他邦の政令處置我々事ニ關る者其強弱緩急ハ敢て論をへら

第三ノハ 各國其疆内ニ於てハ本外の人ハ

論なく自國の律法と案して是と

處決をへ

第六節

是故ニ各國其疆内ニ在る外人として

自國の法度を遵守せしを其出入居住の爲ニ契

約と立て其人ニ係る刑罰訴訟の事ニ於てハ

國律と案して是を處決するの權を有す

第七節 故ニ我々疆内ニ於て他邦の爲ニ其法律

と施行し又他の法院の爲ニ其讞定する罪科

ニ處するの義あるを

第八節 又本國の臣民或ハ本國ニ管せしとも

我疆内ニ在る者他國ニ對し或ハ他の臣民ニ對

し罪を犯したる時是を其國ニ解送するの義あり

るゝかゝ

第九節 然とも其國其犯人と我々法律に準じて追捕處決せらるゝと其受る所の禍害に賠償せらるゝとを討求せらるゝを得

第十節 然とも此常規に各國彼此の便利の爲に定約と立て是を變革せらるゝと得るゝ。○歐羅巴諸國の交際に於ては此に從事せらる者年々多し

第十一節 是を以て二國互に約を結ひ訴訟の處決に彼是の疆内に於て互に是を申告し或は訴訟或は刑罰の事な就て證人と要する時ハ互

不應復とふこと定を得

第十二節 又是を以て文明の諸國其疆内小逃

る、罪人殺人親殺類連卒と擅軍伍と離他

互に解送せらるゝと約せらる者多し是を回犯の約

といふ

第十三節 然とも尋常解送せらる例に非ざる者

二つあり

第一にハ自國の臣民

第二にハ國政の罪に屬する者一揆朋黨の類といふ

或は少年の違犯に依て追究せら

る者

第十四節 又尋常預め條約中ハ載定一國使併  
 小商正へ是と遣ふあたる國の臣民ハ令を行ひ  
 訟と断そるの權を僅ハ假すにあり  
 第十五節 是ハ就テ歐羅巴諸國より土耳其の  
 政府へ遣ふ一駐劄せしむる國使并ハ商正の權  
 ハ殊ハ重くして係るる所甚と廣一  
 第十六節 又泰西公法の同盟とらさる諸國日  
 本唐暹羅波斯等ハ對して、歐羅巴諸國其臣民  
 と保護そる為ハ預免駐劄の使臣等ハ假そハ特  
 例の權を以そると定せたり  
 第四章 居間の權

第一節 性理公法ハ據ハ國內ハ大事起り多る  
 時他邦の是ハ參與そるハ夫の特立自主と  
 本来の權と齟齬せどくは第一卷第二章第十  
 第二節 然るハ泰西公法ハては是ハ參與そる  
 の權を取て條規の一つとふ一諸種の道理ハ本  
 法とて是と準用ハ  
 第三節 此權と居間の權と名く「和解又勸解と  
 名く」居間とハ間ハ立て  
 第四節 此權と準用そるハ次の時宜ハ本法と  
 第一ハハ 合式の盟約ハて預免是と認定去  
 なる時

第二小ハ 居間を受へき國の君主是と請ひ  
或は是と許す時

第三小ハ 兩國の際其王室互ハ親戚或ハ他  
の縁故ありて其利害得失多少相  
通する時

第四小ハ 事泰西齊盟大局の利害ハ關涉を  
る爲り或ハ世の安寧風紀を保そ  
る爲り或ハ一統の兵乱ともある  
處に禍を轉する爲め其他凡て是  
等の時小テ居間を要する時

第五小ハ 專鼻倫上の大道ハ涉り或ハ仁愛

の道或ハ生民自主等の道等小由  
て事情是と欲せざる時  
第五節 如此居間をかす其法式甚多一〇其  
首たる者ハ次の五つハ在リ

第一小ハ 忠告懇諫と用む

第二小ハ 講和の方畧と示す

第三小ハ 威服の策と設けて是と脅はる

第四小ハ 一方の黨と援けて他の黨ハ敵す  
自己の威權と以て兵と率ひ間ハ

居る

第六節 萬國公法と論着する諸書ハ諸家此居

間の諸式と諸種の時宜か應じて準用するが為  
ふ是れ制限と確定せんと欲せり。然るに如此  
區別の事實を施すの難きと是を體驗し徴して  
然るも

第五章 交際の權 第一節 第一章 第一節

第一節 性理の公法にては本来諸國の際に於  
て交通を必とするの權あることあり

第二節 唯夫れ一國全く他の諸國を遏絶し外  
人の其疆に入ると拒む他の援助保護を固辭を  
する人道を悖るの大なる者ありて禮義化洽の  
國の爲る所非ざるに世の通論あり

第三節 然とも獨立自主といふ性理上の權は

本はけり各國斯か於て是と拒むと雖も是は依  
て苟も他國の權を害するに及び時ハ自己の取  
捨に従て是と行ふとを得若し他の諸國如此國  
と脅迫し強て萬國の交際を服従せしめんと欲  
するに不正なり

第四節 然とも泰西公法の條規にては交際の  
權缺く可らざるあり

第五節 文明の諸國此泰西公法を奉る同盟  
ハ自然ハ其利害得失相通するの多きを以て其  
交際の羅織する亦極て密なるに至り一國を對

之と雖も是も彼是の交通と全く固辞し得る國  
 一切あるを以て  
 第六節 若し國と鎖し試みし諸國の交際と全  
 く遏絶せんと欲する國あらは是も因て亦泰西  
 公法の同盟ある利益と失ふを以て  
 第七節 然るも此交際をせしむる及ては各國皆  
 是も為し條規を定立し或は一定とする契約を  
 依り以て是を維持し其權已し存在し  
 第八節 交際權義の大本泰西公法は準をきり  
 次の五つあり  
 第一節 一國は在て依頼成立の爲或は國

民榮養の爲し必需品用ふる物品  
 各國是を除くことを得ず  
 第二節 若し其國鄰國と地境相接し自然  
 にして相通する水路ある者は是  
 ら沿て互に往來するを妨く應か  
 らず而て他の通路を開き其往來  
 と便易からしめ且つ世の通益た  
 る諸設通館信機の類は修繕を加  
 ふるべし  
 第三節 各國他國より其疆内を越へ互に  
 往來するを拒む可らば

萬國公法

第四小ハ 各國外人へ對し其疆内の出入と

許し是ハ保護或假し時ハ臨て扶助或加ふる

第五小ハ 諸國の通商通船を彼此の利益を

依て勉て其便利ハ從ひ保護勸奨と加ふる

第九節 各國其交際を維持するの權ハ是と已

ふ有ると雖とも其條規を定む契約を立ると他國へ對し是を敵と視る心ハ本は可ら

第十節 是却て自國を保全して其特立自主を守り自國臣民の安堵榮福を護る為ハ預て是

計慮をみけの意ハ本くハ在り

第十一節 是と以て次の條款ハ權の准る所

ハ

第一小ハ 戰爭若くハ騷擾の時ハ彼此皆往

來の法を嚴し或ハ監視の官を

置是と司ら令ると得

第二小ハ 自國疆内の道路并ハ交通ハ備る

諸設ハ於て其施設繕修司令ハ自

己の取捨ハ從ふとを得

第三小ハ 其道路諸設ハ依て用とあり

者ハ費用ハ充るる為ハ是ハ償金

萬國公法

と徵求せらるると得

第四ふハ

害と招き毒と遺すの品鴉片煙又毒の類災ふ階一危き小近き物の類火類挿其輸入轉輸共ハ是と拒むと得

第五ふハ

外人自國疆内ハ在る者ハ此國の法と遵守令とむると得

第六ふハ

外人國家の靜謐安全の爲ハ危險疑ふる者或ハ一つも生業ふる者乞食無宿是と拒絶送遣せらる者ハ是と拒絶送遣せらる

第七ふハ

通商通船ハ税と征せらるると得

第八ふハ

作業通商通船の中物品或ハ地處と限り自國の臣民若クハ他の特寵と假そ國民ハ是と准許せらるると得

第六章

物件上諸權の論第二卷緒言第二号

第一節

性法上の條規ハ法ハ在る物件上の諸權ハ亦性法上の條規ハ法ハ在る物件上の諸權ハ亦

第二節

所有の權ハ所有ハ此方の所領所持と公法ハ於ても亦更ハ物件上諸權の魁あり○他

の物件上の諸權ハ性法説約第三章第三節正ハ所有の權内の屬部として是を觀是と行ふとも方今の公法ハ其國の全地疆を管轄する權と其疆内ハ在る物件を尋常各自領する權とと包括を全地疆と職方といひ是を管する權と公有の權といひ各自領するを私有の權といふ

第三節 所有の義公法ハ在つてハ性法上ハ於るよりも尚交錯セリ○公法ハて所有の權内ハ其國の全地疆を管轄する權と其疆内ハ在る物件を尋常各自領する權とと包括を全地疆と職方といひ是を管する權と公有の權といひ各自領するを私有の權といふ

第四節 公法ハてハ唯其國割取して以て己有とふそを越く專管して以て他人と其用と共

をへからざる物ハ一始て能く所有の物件たるを得性法説約第八章第四節○是と以て海ハ曾て所有の物なりと得すハ後第八章

第五節 夫は公法ハ於ても亦所有の權ハ其主多る者獨り其物件を自由ハ處置するものと得他人ハ關り得ざる者あるハ故ハ所謂無損の用其物の用窮りハ是と用ひて益さす且其主其意ふらすして其地疆と他人の處置ハ委らるの義あるとハ性法説約第十章

第六節 是と以て各國權と有ハ他國其地疆と越へ軍兵と送ると阻は敗走の軍其疆内ハ入る

萬國公法  
卷之三  
九

と拒む若し仁愛の道に依りて逃亡身と扱はる者  
と保護する時は是と追捕する者と國界にて逃  
駐するを得

第七節 萬國公法に於て所有を得るの道二つ

第一ふひ 取有

第二ふひ 増息

第八節 取有に依りて是を得るは唯未だ主なき  
物件にして始めて可なり

第九節 是を以て唯未だ全く住民なき地或は  
前住民ありけしとも後是を棄て去るる地  
は是と取有に依りて管轄するを得る

第十節 然るに或る説に其民或は漁獵或  
は遊牧を以て生じふく占めて常居とふさる唯  
時不來りて獵牧するの地は是を取有して駐轄  
するも亦權の雖も所あると固守せり

第十一節 取有の方二つ

第一ふひ 國家自ら是と有む即ち君主親ら

是とふく或は官吏其命を奉りて

是とふく者

第二ふひ 各自の平民に依りて是を取有る即

ち自國の臣民と外國人とを拘ら  
る其國の名と奉り其國の爲は是

萬國公法  
卷之三  
十

十五

とらる者

第十二節 其所指ハ二車並ハ至リテ始メテ可  
かりと謂ふヘシ

第十一節 其土地を管轄する意志あるかり

第十二節 見ハ其地ハ據テ是ハ保そ即チ其  
土地と管轄するあり

第十三節 縦ハ或ハ言語を以テハ或ハ儀式を

行ハ或ハ令書を下シ或ハ圖画を描キ徒ラハ其  
意志を示シタリ

第十四節 然トモ泰西公法ハ一ハ地疆を見  
るハ其時ハ是を取有するハ足するあり

第十五節 増息ハ第七節其地境天然の變化ハ  
因テ増加する指譬ハハ沙泥注湊して濱とカ

第十六節 所有ハ其管轄ハ公法ハ於テも猶  
性法ハ於テも如ク二事ハ依テ其權と失ふあり

第十七節 人若シ再ハ歸るとカ其意を示して  
其地疆を離去する時ハ是を遺指と謂ふヘシ

小保有する時ハ天然ハ是ハ附屬する嶋嶼も亦

所有の内ハ在リ屬島ハ我ハ應岐

第十五節 増息ハ第七節其地境天然の變化ハ

因テ増加する指譬ハハ沙泥注湊して濱とカ

或ハ河中ハ洲嶼とカテ

第十六節 所有ハ其管轄ハ公法ハ於テも猶

性法ハ於テも如ク二事ハ依テ其權と失ふあり

第一ハハ遺指

第二ハハ推讓

第十七節 人若シ再ハ歸るとカ其意を示して

其地疆を離去する時ハ是を遺指と謂ふヘシ

第十八節 其指くゝる地疆ハ此時更ハ主よる者ハ物件トアリ他國新トハ是ト取有る者ハ供す

第十九節 各國其境内の一部と明許ハ依テ他

國へ割と與ふ時ハ是ト所有管轄と推譲とと

謂ふへハ性法説的第九章第六節并ハ次後諸章

第二十節 然ルハ此推譲方今泰西公法ハ準と

まハ唯地躰のみハ限り是ハ繫附して割割と可

らざる者と兼る耳○其地の住人ハ其意ハ非と

るハ強テ他の管轄ハ屬する事と得るから況

第廿一節 尋常其地の住人ハ思量の暇と是と

して或ハ推譲して其地と離去るハ或ハ亦新

主の臣民トハ其地ハ止る事と擇くハむ

第廿二節 昔時ハ泰西公法ハ於テ遺物繼承ハ

依テ管轄の轉移とる事と取也且西洋中古の俗

主の私有と遺領といふ故ハ其子女分て是ト承

継ト是ト遺領といふ故ハ其子女分て是ト承

遷ハ此相 踵ハ此相

第廿三節 方今ハ位と嗣統と承るの事

ハ國君私有の遺産と繼く權ハ繼統の權と自ら

別ハして各自平民の遺産と繼くと異なる事

ハ國家の法律中ハ著くして定典トハ或ハ又

事泰西齊盟の利害ハ關涉する時ハ條約ハ依テ

是と結定す

第七章

國界の體制并小制限と論ず

第一節 政事上の地理学小て一差別を小く國  
の天然の經界と人意の經界とありとを此人意  
の經界と又想構上の經界と云ふ

第二節 天然の經界と名くる者二つあり

第一小ハ 自然の地形小本流を立る經界

第二小ハ 人民の通習同俗小本流を定る經

界

第三節 其第一義ハ自然の經界とて凡て兩  
國の際小定りある界限と小き者と付す大洋或  
ハ海峡川河高山脉大沙漠是也

第四節 其の第二義ハ兩國相鄰り其民の資

質習俗言語全く互小異なる所小於て自然の經

界ありとせり

第五節 事實上の成形小てハ西洋諸國如此天

然の經界小て全く限定を有る者と全くハ然ら

ざる者とあり

第六節 輓近諸家の説小て國ハ天然の經界小

從て疆を限るの權を有く此經界小至る迄ハ其

地境を恢拓するを得へくと云へり

第七節 然る小如此説を主張する者或ハ唯天

然の地形と主として或ハ又所謂通習同俗の權を

主として一定する所あり  
 第八節 然るに性理の公法にして又泰西公法  
 小ても此天然の經界小本依りて權義を論する  
 とあり○是唯事の偶然にして然る者耳  
 第九節 人意より想構上の經界といふ第一自然  
 の地形と人民の資質と小本依りて唯假有の權  
 小因て是を得事實上の成形小根據して是と限  
 り世の見小予認する者を云ふ  
 第十節 然るに其分界唯土地の上小在りて頭  
 然るらるる雖も専ら地圖の上小在りて明小是を  
 指示をへる○土地の上小在りて尋常唯標を以

て其便宜に供す即ち撤振浮擲の類是あり而て  
 其標より標に至る迄に想構上にて經線ありと  
 定む○是を以て是と想構上の經界といふ名くる  
 あり  
 第十一節 此經界の據て立つ所の諸國本来取  
 有と増息と小因て其地疆と得世移り時換りて  
 多少の變革と經條約并に申告の明許小本依り  
 て其權義定まるるあり○是を以て是と人意の  
 經界といふ名くるあり

萬國公法

九

第十二節 此經界ハ所轄の實疆を限り專管の  
所有と定むる者にして是唯公法ハ據て守るべ  
きなり

第十三節 如此限定ある國の地疆内凡百の  
物件是ハ屬する事ハあらば疆外ハ在りと雖と  
も是を掌るの法是と有するの權疆内の物と同  
一なる者ハ亦凡そ其國ハ屬せざるべし

第十四節 是を以て夫の附屬島嶼併ハ隔地所  
轄其本國の國界と距<sup>ハ</sup>他の疆内ハ間在する者  
も亦其國ハ屬す

第十五節 又遠方の屬部本國より管轄をわす  
者其未<sup>レ</sup>本國と離れて特立せざるハ當てハ亦  
其國ハ屬す

第十六節 又泰西公法ハて船艦本國の國法ハ  
て准可と受け國旗と載る者ハ直ハ其國の地  
境突出ある者にして是を視るなり

第十七節 是を以て其船艦ハ何處の地ハ在り  
と雖とも本國の管制保護を受く

第十八節 次の條款ハ此道理ハ本法ハ  
第一ハ 船内人名ハ本國の法度を遵守す  
第二ハ 行次其船内ハて分曉ある小兒

萬國公法

九

萬國公法  
卷之三  
第三節

九  
三六

ハ本國の臣民たり

第三節

其船隻船内人名併ハ船貨の權ハ就てハ外國より是を棄ふとを得

ル但其船外國の疆内ハある時此

國より其法度命令と遵守する

と請求するハ格外あり

第四節

船若シ風浪の艱漂撞の難ハ逢と

シ其國此船主併ハ貨主ハ對シ

敬待保護を加ふヘシ

第五節

此船軍艦た是ハ或ハ是ハ大洋ハ

遇ハ或ハ其國の港内ハ來ル時其

國此國旗ハ對シ習用の儀式と用

由也

第十九節

然とも其表する旗章ハ其船是と載

せると得るヤ否や又時ハ臨て其船貨の内條

約ハて輸送と禁ル多る物品と戰時禁物裝する

查の權

第二十節 其他第十八節ハ記ふる條規の外

ふるもの泰西公法の戰時の權と論する條下ハ

於て是と説くヘシ

第八章

河海并ハ其他諸水ハ係くる所有

萬國公法

三

万国公法  
卷之三

の港

第一節 海ハ一國の割取して專管を屬さ者  
 らざる故ハ性理の公法ハ於ても亦泰西公法  
 ハ於ても所有の物件たるを得第六節  
 第二節 是公用の權ハ屬する物ハ一人も  
 取て以て其有とを能くして人皆得て是  
 と用由へく  
 第三節 昔時ハ或國ハ於て多方説と立近海一  
 定の處ハ在てハ亦所有の權と有ると固守  
 あり  
 第四節 然とも此説ハ從來是と争ふ者多く而

九十一

て方今ハ至てハ既ハ如此權と有ると墨守  
 する國あるとあり  
 第五節 然るハ泰西公法ハ於てハ海の公用ハ  
 供一專管の有たと得ると云ふ條規ハ外つる  
 ると二つあり  
 第六節 第一ハ其海全く一國の疆内ハ湾入  
 して容易ハ是と隔絶をへく實ハ其地疆の一部  
 とふす者ハ灣等專ら其國の管轄ハ屬をへ  
 かり  
 第七節 第二ハ各國其國の海岸ハ圍繞する  
 所の海面ハ於てハ夫の所有の權と有せると雖

万国公法  
卷之三  
七二

萬國公法 卷之二

十一

も亦必す首司の權と已う所有不わらむと雖も  
推といふ猶官吏の國是と處置せらるると得るの  
事と管する如く操ると得故不異國の船  
海岸に近くと一定せる距離を越るは是と禁を  
るると得又海岸近傍の通船漁獵の事不就  
是と典則と制らるると得

第八節 然るに此首司の權の違はる所海岸よ  
り幾許の距離に在る乎從來尚確據あり

第九節 一定せらる時不臨るに此距離條約中  
に指定せらるあり千七百八十七年天明第一月

十一日法朗西と俄羅斯との條約併に千七百九  
十四年寛政第六年十一月十九日英吉利と北亞墨利

加合邦との條約に是を迦納燐の達する距離

に定る又千八百三十九年天保第八月二日英吉  
利と法朗西と英峽漁獵に係る條約に海里

法に三里の距離を取らる  
第十節 千七百年代に寶曆前後至り首司の權に

海濱より發したる迦納燐の達する距離に及ぶ  
るといふ條規始て胚胎せり

第十一節 然ると彈の達する砲の力に係るり  
遠近の差ある其分界尚精確からざる故に

方今に皆英吉利の海里法一里我が三里と一里  
計準として是を取らる即ち六十分時行かると我

萬國公法

卷之二

十一

Nagasaki University of Foreign Studies

高麗公法 卷之三

九三

半時  
路程

第十二節 裏海の全く一國の地疆に依て環抱せらるる者併し海峡を極免て狹隘なりと雖とも泰西公法に準てい皆大海に異ふるといふは是を視て公用の權に屬せりと

第十三節 然とも時宜に依り河流數國の疆内を經過する者に條約に依て沿河の諸國へ此流を就き一定せる權を歸せりとと議定せりとあり

第十四節 裏海其四方陸地を以て圍繞せらるるとりと雖も其邊岸數國に屬する者に亦此數國

の通有たり

第十五節 裏海湖水川河他の諸水一國の地疆に依て全く圍繞せらるる者其國の地疆に屬せりと

第十六節 川河の兩岸數國に屬する者に就ては方今泰西公法に於て「千八百十五年<sub>文化十年</sub>」也納の會議以來左の條規を遵守せりと

第一の河の兩岸共一國に屬する處に於て其河身亦界を限りて其國の地疆に屬せりと

第二の河の兩岸共一國に屬する處に於て其河身亦界を限りて其國の地疆に屬せりと

高麗公法

卷之三

九三

諸國の疆内を經る者ハ其河の中流に於て定めて經線ありと一河の一半ハ此國の地疆に屬し其一半ハ彼國に屬す

九  
九

第三小ハ

若し如此河中ハ素より島嶼あり或ハ後來自然ハ洲を生まざる時ハ是ハ拘らる亦其中流の經線ハ從テ洲嶼の界限トす

第四小ハ

河流其水源より或ハ其開濶以テ船と通るべき處より其河口ハ至テ全ク一國の疆内ハ屬する者ハ他國の為ハ是と開くと要せざる

第五小ハ

然レも川河數國の界ハ沿ヒ或ハ數國の疆内と經テ流注する者ハ上流の枝川下流の分派諸國利用の爲ハ悉ク是と開き其通船を妨阻せへからざる

第六小ハ

各國川河の苟も其疆内ハ屬する處ハ夫の首司の權と有して河内ハ建築となく又通過の賦橋税ハ類升ハ他の雜税と征するを得

第七小ハ

然レも其建築ハ通船と妨くることを得ず又其税ハ千八百十五年維

高田ハ長  
卷三  
七

万国公法 卷之二

巴納の會談にて商定せる額は越るを得

第八節

如此通有の川河は於て監司を以て沿河の諸國共は是と行ふ

第九章

万国公法は於て結東の義由て生ずる所以と論ず

第一節

性法は於て二名以上の人相對せざるは彼是の際必ず定まる權と義と有る互に相維持

是と結東の義といひ其生ずる所一は天倫は

由り父子兄弟一は一定せる行事は由り屈辱を

いふ人を如く奴一は約束は由る約東より生ずる

て世間細大の關係皆是なり結東の義由て生ずる所此三つ出づる而て此義一は生ずる時此權を相立ちて一條網の相結東といひ離るるは義と約するは故は是と結東の義といふ

第二節 万国公法は於て諸國の際に天倫を以て

結東の本とせざるは未だ曾て有ざる所あり

是と以て公法上の結東は唯行事と「屈辱」約束と

より生ずる者あり

第三節 其屈辱より生ずる權と義といひ公法は

於て戦争條規の主論あり

第四節 其約束より生ずる權と義といひ平時公

法の條規と講明するは於て正か其一部をみず

萬國公法  
卷之三

九  
九

第五節 約束の由て生る所と并ふ其情状と相維持するの力に就ては性法説約第十四章節性法上の條規亦性理公法の淵源より而て其用と泰西の公法に頭々一庸習の致を所正ふ其不足と補ふ其詳備を極めたり

第六節 此詳備する條規を講明するに三つ注意をへきあり

- 第一小ハ 公法に於て定約の法式
- 第二小ハ 定約の種類
- 第三小ハ 其維持の強弱長短

第十章 萬國公法に於て定約盟約の法式

第一章 定約の公法に於るも亦口つうら是を宣て或は標識をふし或は直に行事に由て是を結ふへきと猶書に載て是を行ふ如し性法説約第十四章

第二章 然とも是を文書に表章し定約の本質

をふる權義の委曲を悉くして以て是を行ふ其通典とす

第三章 如此表章する約書を公法の語に殊に條約と名くる也

第四節 條約は是に與て是を君主互に親ら商





萬國公法 卷之三  
第九十五

以て尤の事宜に便りたるをあり

第一ふい 事別項に屬し本約條内に適宜の

地なき者を規定する為め

第二ふい 本條約の條規を尚詳明ならしめ

或は其中の事項に就て預め期を

約する為め

第三ふい 一定せる事項に就る預め是を秘

し或は永く是を秘して世に漏れ

ざらんことを欲する為め

如此別條を附する時に其輕重強弱本條約と均

等とを加書せしむ

第十三節

或は尤尚便易なる式を以て定約を

結ふとあり是は只其の文移を文移原名ノ夕前文

を用ひざる者譬は通商若くは通船交換し以

て一定せる事件に就る兩國彼是の權義を規定

する者あり

第十四節

或は尤一定せる事項に就て彼是の

義一致したる時是を擬草擬草の全く草創開端

稿の又案冊の案冊の直に會談討論を次體に書

如し又案冊の案冊の直に會談討論を次體に書

するにあり然し此兩式の恒に端を開き地を

為その體裁と存し後來確定せる盟約に由り尚

精詳を加へて是を鈐定する者あり



萬國公法 卷之三

を表する為ふ其副本ふ於て是と奉附する君主  
の名と前ふ書長ると以て條規とを

第十一章 萬國公法ふ於て盟約の種類

第一節 盟約の公法ふ於る其種類ふ就て通特  
の別あり

第二節 和好同盟講和併ふ如此條約の名けて  
通約といふ

第三節 唯如此通約と結定するは甚鮮うして  
多くは是ふ附兼て特種ノ事項と規定するを

主と以  
第四節 是を以て譬へは和好の約の如く多く

は是ふ兼るふ通商通船の約と以て一以て約と  
結ふ兩國其臣民互ふ相關する事と規定するを  
如き是かり

第五節 又同盟の約の如く多くは是ふ兼るふ  
應接の事と以て一以て其時宜と方法とと規定  
するを如き是也

第六節 特約の各自の事項と規定する者ふ  
て其種類多き故ふ其別亦從て多し

第七節 譬へは

割地の條約  
換地の條約

萬國公法 卷之三 三十一

前編 万国公法 卷之三

經界と改正するの條約

水利建築の條約

通商の河上通船の條約

通商通船の條約

商工と置ると允その條約

通商の條約

信機と結ひ轍路と運ぬる等の條約

約罪人通率と解送するの條約

犯の約同盟連衡の約

事不臨同盟通約の同盟

の如く通約の同盟の先時英佛土資

三三二

費と出同盟を助くるの約

同盟と足るの類局外の約等是也

第八節 盟約は只直ち不是不與り結へる國

の利害耳不係くるを以て正例とす然とも亦此

條規不外つるをあり

第九節 其條規不外つるの第一は兩國盟約

と結ふ時他の一國亦此盟不與るを有と雖も

其國の利害不直不關涉するをふき者是かり

第十節 此類に屬する者三つ

第一は 甲乙兩國の際に争端起る時丙の國間不居て其戦争とあると禁

万国公法 卷之三

前編 第三卷 第三十一條

三十一

一或ハ是を調處するなり

第二ノハ 丙の國甲乙の國ホテ結ビたる盟

約ハ參與一以テ或ハ只禮意を表

シ或ハ其結定せる條約世道ハ裨

益あると辱くするなり

第三ノハ 兩國互ハ結ビる條約ハ於テ丙

の國保約を請合を立 表章ホテ以

テ是と堅ふる也

第三の時ハ臨ミテハ保約と立てたる國共ハ力

と戮せて結定せる條約と護るるの責めハ任そ

る也 第十二章 第四章 第三節

第十一節 又第八節の條規ハ外るゝの第二ハ

丙の國或ハ一國或ハ數國其利害得失ハ関する

大事起るる時是り為ハ甲乙二國或ハ數國相

合盟して以テ是を調處する者是なり

第十二節 此類ハ屬する者三つ

第一ノハ 弱國強國の為ハ攻らるゝ時是を

保護する為ハ互ハ約を結ぶなり

第二ノハ 他國國內ハ騷乱起りたる時是を

鎮靜する為ハ互ハ約を結ぶなり

第三ノハ 其他凡テ居間ハ[和解勸解依テ約

と結ぶなり 第九章

前編 第三卷 第三十一條

第十三節 然るに於て如此時宜に臨之其諸國  
として他國の利害に參與せしむる所以の者ハ  
縦ひ迂曲にして近利をらんと雖も亦多少自  
國の得失に關せざるを以て

第十四節 夫の西洋諸國の際不在てハ其利害  
得失互に相通するを以て遂に大局の關係日ハ  
盛ふると致し是に加ふるハ所謂五大國なる者  
ありて勢力の強大他邦を管制するに足ると以  
て如此他邦の利害得失に參與して其勞を辭せ  
り今日に至るに居間の盟誼を繼げり 第一卷第  
三章第十  
五節併ハ  
第二卷第  
二章第四  
節併ハ第  
二卷第  
二章第  
二節

第十二章

條約相維持する力の強弱長短  
と論ず

第一節 萬國公法に於て定約盟約維持の力と  
存し人として敢て是を渝るに能はざら令る者  
亦其要ニツ

第一のハ 約を結ぶ人彼是共ハ情願一致を  
するあり

第二のハ 約をる所の事件情理に適する也  
性法説約第十四章  
第十二節併ハ次節

第二節 一致の意缺けたりと云ふへき者ニツ

第一のハ 一方の黨他の一方を欺給り以て

諸國の公法  
卷之三

第二節ハ

約と結ふに至り令免する時  
一方の黨他の一方と要し強て約  
と結を令免する時

第三節

然るも泰西公法の條規通習し準を是  
ハ此一つハ本と是と口實とあり以て條約を廢  
棄せんと欲する事ある容易ならん

第四節

盟約と結ふ方其法式と鄭重周密  
あるハ正と是と為して誰う其間ハ於て  
偽詐行するハ謂ふん哉

第五節

又諸國の交際ハ於て事脅從強服ハ出  
て敢て是と抗禦する能くも亦泰西

公法ハ於て取る可らざると正ハ上條と同  
性法

說約第十五章第十五節

第六節

泰西公法の本規ハ據るハ結定せる盟  
約ハ皆互ハ其意ハ任せて其好ハ從ひて是と結  
ひする者ありして是と視縦ハ他人の先見深  
慮ハ由り一國を勸免て其他國より求免する盟  
約ハ就免むるも亦自國の意より出さる異  
なるも亦一也

第七節

盖此條規と固守するハ亦已むと得さ  
るハ出づ如何とあれば若し然うして姑らく人  
ハ從ふと云く是自ら夫の匹敵平行の權

諸國の公法

三六

萬國公法 卷之二

三十一

と特立自主の權を失ふ所以かまへ也第三章  
 第八節 况や欺詐要脅と口實と一結定せる約  
 と拒之其言を踐むと莫らくんと欲するハ夫の  
 萬國の交際ハ於て主として遵守をへき信實の  
 道と相背馳せるとや第一卷第三章第十二節併  
 第九節 是を以て泰西の公法ハ於てハ只彼の  
 行ふ所事尤も非常ハ出て我々執る所十全の道  
 理敢て排斥を可らざる者ありて而後始めて能  
 く欺詐要脅と據證とあり結定せる約と拒むと  
 成得ると取まじり  
 第十節 又泰西公法の條規通習ハ據て結定せ

る盟約も約する所の事件情理ハ適せると謂ひ  
 是と口實として以て破る可らざるも亦知るへ  
 記也第一節の試をふ謂へ兩國成る可らざるの  
 事ハ就て約と結ふとは是取る可らざるの甚志と  
 ならずや  
 第十一節 唯此意ハ於て一つの情理ハ合せら  
 る事件と謂ふべきハ或ハ世擧て尊奉する禮義  
 の大道ハ悖り或ハ他の各國ハ於ても亦同一典  
 章ある權義と相及する者ありて此等の事ハ在  
 てハ約の断して結ふへうらざるを必せり  
 第十二節 一旦約を結ふハ及てハ其維持の力

萬國公法

卷之三

三十二

人を結束して是を以て定約内ハ表章確定  
 せる條規を永遠遵奉して必を正しく必を信ふ  
 らし免保ハ又約内ハ確定せむと雖も理の當然  
 小由り勢むの己むへからざる小出て約上ハ  
 本さるる事件ハ是ハ依循せしむの蓋斯ハ於て  
 亦忠信恒ハ是ハ第一の規矩あらざる事ハ  
 第十三節 約束ハ本さるる結束の義ハ其約或  
 ハ廢し或ハ除き或ハ其力を失ふハ廢するハ  
 用ひを除外し其期至り約自ら除く力至る迄  
 存して絶る事ハ此節以下存廢  
 第十四節 約の廢するハ彼是の情願一致する

小由る而て其道三つ

第一ハハ 彼是共ハ認定して爾後其約を廢

する也

第二ハハ 彼是新約を結ひ以て前約ハ換る

也

第十五節 一方の黨約を廢するの情願ありと

雖も他の一方是を責めて其分を盡さんことを促  
 し或ハ約を廢せんとを求め因て受る所の損  
 失の爲ハ其賠償を徵せんとを得る

第十六節 約の因て除く所の者三つ

第一ハハ 一定せる事と衰成せる爲ハ約を

論議  
 三十七

萬國公法 卷之二

結んで其功就むの約乃ち除く  
かり

第二のハ 一定せる期限を立て事と約し而

て其期過ぎの約乃ち除く也

第三のハ 約を結ぶの初彼是事若し不便ふ

らば是を廢せんと約し後一方便

宜し從ひ此權を頼て是を廢する

ふ

第十七節 通約に屬せる和好條約の如きは是

と結ぶる多くは定期ありの特約に屬せる通商

條約の如きは唯數年の間其條規を準用し或は

定期の後是を廢し得ることと約して是を結ぶと

居多なりとす

第十八節 約の依り其力を失ふ時三つ

第一のハ 約を結ぶる國一方亡ひある時

或は他事あり因て約を填ると断る

て為る可らざるの極に至る時

第二のハ 主として約ある事件亡して存

するにふく或は其期する所の功

既不成る可らざるに至る時

第三のハ 時勢大に變更し約する所既小事

理と非成るに至る時

萬國公法 卷之二 三十九

萬國公法 卷之二

第十九節 若くは他國の爲に併吞せらるる時、其國と結ひし約の其力を失ふなり然るに泰西公法に於ては如此國唯一時他の據有管轄を受け久しからば、以て再ひ其舊に復し自主あることを得し條約も亦隨て其故に復せらるること取とり是を復原の權と云

第二十節 國內に起るる形勢の變革譬へは新主大統と繼ぎ王室姓と更り朝綱制と變せらるる如きは皆舊時此國と結ひし約として其力を失ふ令らるること

然とも如此變革或は特約の中主と

ある所の物件存せらるるを致し或は其期する所の功企望を可らるるに至ら令らるる

第二二節 國の一部離折して別は獨立せらるる時其約力と失ふるして存在せらる一方は止まり是と視て故國の長存せらる者と其〇然とも新建國の他の諸國是を予認せらるるを待て新に定約と結ぶべき也

第二三節 凡て約束は只是を結ぶ時の形勢依然一定し苟も變せらるるに無きは更し其力を失ふことありし事時相依る此意は本は彼此の黙許に依て約と結ぶを以て泰西公法の通規とも此條

萬國公法

卷之二

四十一

規と解釋し又は事實を措くに至るハ大小逕庭あり

第廿四節 或人の此條規の義と取る甚廣く而て各國權を有して結定せる約束は就き是として其約を結ふハ至らざる以所の者既存するもよく且是と遵守して既ハ已り利害不關するもかき時ハ其約力を失ひ多ると斷るへきと成固守せし  
第廿五節 然も如此義と取る果して至當ありとせし公法の約束ハ於て相維持するの力あるハ全く信する不足らるし約を結ひある

國の一つ自己の利を逐ひ其見と變セは即ち是ハ約を變するの權と歸するハ足とりとせんや  
第廿六節 是と以て其形勢の變する所正さハ條約中の事物ハ於て其存廢久遠ハ違る可らざるの命數ハ出する時ハて方ハ始て形勢の變遷條約の力と失く令るハ至るもありと謂ふへし

第廿七節 約束の時月と歷るハ依て其力を失ふとなく然も歳月悠遠おきハ形勢轉遷すると以て約束因て其力を失ふとあり○此嫌疑を避るる為ハ兩國或ハ能く互ハ宣告して以て尚

全く前約を遵守せると否せるとを定む

第六八節 萬國公法に於て係るる所重うして是と解くとの難きハ兩國兵を構ふる時舊時互に結定せる條約其力を失ふと幾許の處に在りやといふ疑問あり

第六九節 夫の性法の大本と其換と一つおせり性理公法の常規に據り此疑問に答へて我彼より屈辱と受けて已まう權と守る為に義に依り兵を興す時は是は損害と賠償せらる為に九そ我の利便必用ありとせらる方畧は是と設け是と用ゆるとと得故に亦舊來の約と廢棄せらるると

得へし然とも夫の人を屈辱せる國に在ては如此權を有せらるるに故に義に於て已う分と盡さるることを得可らるるとも也 性法說約第十三章第十六十七節

第三十節 然とも泰西公法に於ては自主の國相對して戦争を起さるに於て彼此共其理直かりと或は否らすとも其以て斯に至る所の者の彼此とも曲直是非の互に存せらるるとも有ると以て是を偏視を可らざるおと此義に本を條規と立てて凡て戦争に義に於て舊來の盟約と悉く廢せしと定めしり

第三十一節 然とも此條規の外に事一つ有

事將ハ戦争ハ至ラントモラハ臨ミ正スハ是  
 為小結定セテ條約ノ如キハ戰時ト雖モ其  
 カト失ふトモ敵國ノ人民境内ハ在ル者ハ期  
 如約ノ  
 第三十二節 昔時ハ條約を堅クシ結束ト密ク  
 遵守セシケルヲ為シ諸種ノ方畧を用ゐると以  
 テ必要アリト以テ詔ヘテ或ハ祭儀ト設ケ或ハ呪  
 誓トおシ或ハ質子ト遣リ或ハ城堡都邑を質ト  
 シ或ハ預メ敗黜ト定ルヲ如キ是アリ  
 第三十三節 方今ハ只一方畧を利用シ丙ノ國  
 として甲乙ノ國結定セテ盟約ハ臨ミ以テ是ヲ

保おらシむ是ヲ以テ丙ノ國若請求ト受ル時ハ  
 約束ト遵守シ肯セサルノ國を要シ其分ト盡シ  
 及ヒ十節 併ハ第四章第四節第一号  
 第三号

畢西萬國公法第二卷終  
 氏

Nagasaki University of Foreign Studies

Nagasaki University of Foreign Studies

蘭國公法卷之二

四十三

Handwritten text in a rectangular frame, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is arranged in vertical columns and is mostly illegible due to fading and bleed-through.

Nagasaki University of Foreign Studies